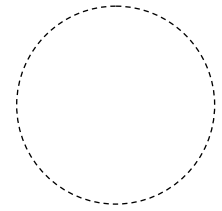


納税管理人申告書



年 月 日

佐野市長様

申告人(納税義務者)

住所

氏名

又は名称

電話番号 ( )

個人(法人)番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(※自署が必要です。)

佐野市税条例第25条及び第64条の規定により、下記のとおり納税管理人を(設定・変更・廃止)したので申告します。

届出税目	市民税 県民税 ・ 固定資産税	
納税管理人	住所	
	フリガナ	
	氏名 又は名称	

承認書

年 月 日

佐野市長様

上記のとおり納税管理人を承認しました。

納税管理人氏名

又は名称

納税管理人電話番号 ( )

(※自署が必要です。)

※申告書の書き方は裏面をご覧ください。

※次の欄には記入しないで下さい。

	変更前コード	変更後コード	宛名修正
所有者			
納管人			

課長	係長	係

◇申告書の書き方

※「申告人(納税義務者)」の欄には、あなたの住所、電話番号、個人番号の記入及び署名をして下さい。

※届出税目の「市民税県民税」もしくは「固定資産税」の該当する方に丸を付けて下さい。

※「納税管理人」の欄に住所、氏名を記入して下さい。

※納税管理人を変更する場合は、変更後の納税管理人の住所、氏名を記入して下さい。

※納税管理人となる方は承認書欄に署名及び電話番号の記入して下さい。

※廃止の場合は申告人(納税義務者)欄のみ記入し、納税管理人欄を未記入でご提出して下さい。

※署名ができない事情がある場合は、記名押印に代えることができます。

◇佐野市税条例第25条

市民税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合においては、市の区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市の区域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る市民税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

◇佐野市税条例第64条

固定資産税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下本項において「住所等」という。）を有しない場合においては、市の区域内に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市の区域外に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る固定資産税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。